## 平成30年度国民健康保険料が決定

保険料は，医療保険分，後期高齢者支援金分，介護保険分 の合計となります。平成 30 年度から法律等の改正により，軽減対象世帯が拡大され，賦課限度額が引き上げになります。

（表1）

|  | 医療分 | 支嗳分 | 介護分 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 所得割 | $7.66 \%$ | $2.91 \%$ | $2.55 \%$ |
| 均等割 | $25,639 円$ | $9,499 円$ | $9,116 円$ |
| 世帯平等等割 | $18,746 円$ | $6,945 円$ | $4,639 円$ |
| 賳課限限度額 | 58 万円 | 19 万円 | 16 万円 |

■法定軽減対象の基準額の変更について
低所得者の負担軽減のため，下表のとおり法定軽減（均等割•世帯平等割のみ）の基準額が変更され，対象が拡大 されます。

| 法定軽減 | 平成30年度 | 平成29年度 |
| :---: | :---: | :---: |
| 5 割 | $\begin{aligned} & 33 \text { 万円 + 27万 } 5 \text { 千円 } \\ & \times \text { 被保険者数 } \end{aligned}$ | 33 万円 +27 万円 $\times$ 被保険者数 |
| 2 割 | 33 万円 +50 万円 $\times$ 被保険者数 | 33 万円 +49 万円 $\times$ 被保険者数 |

※世帯主と，国保加入者全員の合計所得金額が上表の金額以下の場合に軽減対象になります。
※被保険者数には，特定同一世帯所属者（旧国保被保険者） を含みます。
※軽減を受けるには所得の申告が必要です。

## －保険料算出の例

4 人家族で 2 人が介護保険 2 号被保険者（40歳～64歳の人）に該当する場合。

| 世帯の所得 | 法定軽減 | 保険料 |
| :---: | :---: | :---: |
| 33 万円 | 7 割 | $56,725 円$ |
| 143 万円 | 5 割 | $238,872 円$ |
| 233 万円 | 2 割 | $413,687 円$ |
| 300 万円 |  | $539,418 円$ |
| 400 万円 |  | $670,618 円$ |

## 平成30年4月分から <br> 保険料の軽減亚変更

後期高齢者医療保険料は，（1）全員に納めていただく定額部分（均等割）と，（2）所得に応じて納めていただ く部分（所得割）があります。
保険料の軽減措置について，平成30年4月分から軽減率が変更になりました。
※保険料の通知は 7 月中旬に送付します。
－元被扶養者の軽減 5割（変更前は 7 割）
ただし，世帯の所得が低い元被扶養者は，均等割の軽減（9割軽減， 8.5 割軽減）が受けられます。
対象 元被扶養者（制度加入の前日まで，ご家族の会社の健康保険などで被扶養者だった人）※国民健康保険や国民健康保険組合の加入者は除く。
四所得割の軽減を廃止（変更前は軽減率 2 割）
対象 賦課のもととなる所得金額（※）が58万円以下の人 （※）平成 29 年中の総所得金額等一 33 万円（基礎控除額）
詳しい保険料の納付方法などは，広報やわた7月号でお知 らせします。


#### Abstract

す。の付期月書 







 $\qquad$










$\qquad$
 こ
の
京
广
な
国
保
の
加
入
者

保主
加
入
者
な
い
場军
合
で




国
健
康
険
国
保
は健

## 70歲以上の高額療養費の上限額が変更

平成30年 8 月から，70歳以上の国民健康保険と後期高齢者医療加入者の，高額療養費の上限額が変更されます（住民税非課税世帯は除く）。

また，これに伴い，「現役並み所得者 （住民税課税所得 690 万円以上の人以外） の人は「限度額適用認定証」が必要にな ります。
高額療養費制度とは
ひと月に支払った医療費が高額になっ た場合，決められた上限額を超えた額を払い戻す制度です。上限額は個人または世帯の所得に応じて決まります。

■ 変更前（平成30年7月まで）

| 所得区分 |  | 自己負担限度額（月額） |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 外来 <br> （個人単位） | 外来＋入院 <br> （世帯単位） |
| 現 得 普 哖 徨 者 | 課税所得 690万円以上課税所得 380万円以上課税所得 145万円以上 | 57，600円 | $\begin{gathered} 80,100 \text { 円 }+1 \% ※ 1 \\ \langle 44,400 \text { 円 }\rangle ※ 2 \end{gathered}$ |
|  | 一般 | $\begin{gathered} \text { 14,000円 } \\ \text { 〈年間上限144,000円〉 } \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 57,600 \text { 円 } \\ \langle 44,400 \mathrm{円}\rangle \end{gathered}$ |

—変更後（平成30年8月から）

| 自己負担限度額（月額） |  |
| :---: | :---: |
| 外来 <br> （個人単位） | 外来十入院 <br> （世帯単位） |
| $\begin{gathered} 252,600 円+1 \% ※ 4 \\ \langle 140,100 円\rangle ※ 2 \end{gathered}$ |  |
| $\begin{gathered} 167,400 \mathrm{円}+1 \% ※ 3 \\ \langle 93,000 \text { 円 }\rangle ※ 2 \end{gathered}$ |  |
| $\begin{gathered} 80,100 \mathrm{D}+1 \% ※ 1 \\ \langle 44,400 円\rangle ※ \ldots 2 \end{gathered}$ |  |
| $\begin{array}{\|c\|} \hline \text { 18,000円 } \\ \langle\text { 年間上限144,000円〉 } \\ \hline \end{array}$ | $\begin{gathered} 57,600 円 \\ \langle 44,400 円\rangle \ldots 2 \end{gathered}$ |

－現役並み所得者＝窓口の負担割合が 3 割の人一般＝窓口の負担割合が 1 割もしくは 2 割で，住民税課税世帯の人
※ 1 「 $+1 \%$ 」は総医療費が 267,000 円を超えた場合，超過額の $1 \%$ を加算。 ※ 2 過去 12 力月以内に，世帯で 3 回以上高額療養費が支給されている場合の4回目以降の限度額。
※ 3 「 $+1 \%$ 」は総医療費が558，000円を超えた場合，超過額の $1 \%$ を加算。 ※ 4 「 $+1 \%$ 」は総医療費が 842,000 円を超えた場合，超過額の $1 \%$ を加算。

